項　　目	現　　行	改　　正
第7部　リハビリテーション		
通　則		
(通則の変更)	4　理学療法、作業療法及び言語聴覚療法については、患者1人につき1日合計4単位（別に厚生労働大臣が定める患者については1日合計6単位）に限り算定する。	4　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位（別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位）に限り算定できるものとする。
(注の移動)	(新設)	5　入院中の患者に対し、病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算するものとする。
(注の移動)	(新設)	6　鋼線等による直達牽引、介達牽引又は消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテー

項　　目	現　　行	改　　正
		ション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。
第1節　リハビリテーション料		
心疾患リハビリテーション料 （1日につき） （区分の削除）	550点 注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において急性心筋梗塞、狭心症又は開心術後の患者に対してリハビリテーションを行った場合に、発症後又は手術後6月以内に限り算定する。 2　第3部検査のうち次に掲げるものは、心疾患リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。 イ　心電図検査 ロ　負荷心電図検査 ハ　呼吸心拍監視	→ （削除）
理学療法 （区分の削除）	1　理学療法（Ⅰ） イ　個別療法（1単位） 250点 ロ　集団療法（1単位） 100点 2　理学療法（Ⅱ） イ　個別療法（1単位） 180点 ロ　集団療法（1単位） 80点 3　理学療法（Ⅲ） イ　個別療法（1単位） 100点	→ （削除）

項　　目	現　　行	改　　正
	ロ　集団療法（1単位） 40点 4　理学療法(Ⅳ) イ　個別療法（1単位） 50点 ロ　集団療法（1単位） 35点 注1　1、2及び3については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に当該基準に係る区分に従ってそれぞれ算定し、4についてはそれ以外の保険医療機関において行われる場合に算定する。 2　個別療法については、患者1人につき1日3単位に限り算定するものとし、別に厚生労働大臣が定める患者以外の患者に対し、1月に合計11単位以上行った場合は、11単位目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。 3　集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、1日2単位、かつ、1月に合計12単位に限り算定する。 4　同一の患者に対して、個別療法と集団療	

項　　目	現　　行	改　　正
	法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する。 5　急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、理学療法(Ⅰ)(個別療法に限る。)又は理学療法(Ⅱ)(個別療法に限る。)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数(15歳未満の患者に対して行った場合は、それぞれ次に定める点数の100分の200に相当する点数)を所定点数に加算するものとする。この場合において、入院中の患者に対し、病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした理学療法(Ⅰ)(個別療法に限る。)又は理学療法(Ⅱ)(個別療法に限る。)を行った場合は、1単位につき更に30点を所定点数に加算するものとする。 イ　発症後14日以内に行われた場合(1単位につき)　100点 ロ　発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合(1単位につき)　80点 ハ　発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合(1単位に	

項　　目	現　　行	改　　正
	つき)　30点 6　鋼線等による直達牽引、介達牽引又は消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、理学療法の所定点数のみにより算定する。 7　区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った理学療法(Ⅳ)を算定すべき理学療法に係る費用は、算定しない。	
作業療法 (区分の削除)	1　作業療法(Ⅰ) イ　個別療法（1単位） 250点 ロ　集団療法（1単位） 100点 2　作業療法(Ⅱ) イ　個別療法（1単位） 180点 ロ　集団療法（1単位） 80点 注1　1及び2については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に当該基準に係る区分に従いそれぞれ算定する。 2　個別療法については、患者1人につき1日3単位に限り算定するものとし、別に厚生労働大臣が定める患者以外の患者に対し、1月に合計11単位以上行った場合は、11単位目以降のものについては、所定点数の100分	→　(削除)

項　　目	現　　行	改　　正
	の70に相当する点数により算定する。 3　集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、1日2単位、かつ、1月に合計12単位に限り算定する。 4　同一の患者に対して、個別療法と集団療法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する。 5　急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、作業療法(Ⅰ)(個別療法に限る。)又は作業療法(Ⅱ)(個別療法に限る。)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数(15歳未満の患者に対して行った場合は、それぞれ次に定める点数の100分の200に相当する点数)を所定点数に加算する。この場合において、入院中の患者に対し、病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした作業療法(Ⅰ)(個別療法に限る。)又は作業療法	

項　　目	現　　行	改　　正
	(Ⅱ)(個別療法に限る。)を行った場合は、1単位につき更に30点を所定点数に加算するものとする。 イ　発症後14日以内に行われた場合(1単位につき)　100点 ロ　発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合(1単位につき)　80点 ハ　発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合(1単位につき)　30点	
言語聴覚療法 (区分の削除)	1　言語聴覚療法(Ⅰ) イ　個別療法(1単位)　250点 ロ　集団療法(1単位)　100点 2　言語聴覚療法(Ⅱ) イ　個別療法(1単位)　180点 ロ　集団療法(1単位)　80点 3　言語聴覚療法(Ⅲ) イ　個別療法(1単位)　100点 ロ　集団療法(1単位)　40点 注1　1、2及び3については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。 2　個別療法については、患者1人につき1日3単位に限り算定するものとし、別に厚生労働大臣が定める患者	→　(削除)

項　　目	現　　行	改　　正
	以外の患者に対し、1月に合計11単位以上行った場合は、11単位目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。 3　集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、1日2単位、かつ、1月に合計12単位に限り算定する。 4　同一の患者に対して、個別療法と集団療法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する。 5　急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、言語聴覚療法(Ⅰ)(個別療法に限る。)又は言語聴覚療法(Ⅱ)(個別療法に限る。)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数(15歳未満の患者に対して行った場合は、それぞれ次に定める点数の100分の200に相当する点数)を所定点数に加算する。 イ　発症後14日以内に	

項　　目	現　　行	改　　正
	行われた場合（1単位につき）　100点 ロ　発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合（1単位につき）　80点 ハ　発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合（1単位につき）　30点	
(区分の新設)	(新設) →	**心大血管疾患リハビリテーション料** 1　心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)（1単位）　250点 2　心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)（1単位）　100点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から150日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。
(区分の新設)	(新設) →	**脳血管疾患等リハビリテーション料**

項　　目	現　　行	改　　正
		1　脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)（1単位）　250点 2　脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)（1単位）　100点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ発症、手術又は急性増悪から180日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合には、180日を超えて所定点数を算定することができる。
(区分の新設)	(新設) →	**運動器リハビリテーション料** 1　運動器リハビリテーション料(Ⅰ)（1単位）　180点 2　運動器リハビリテーション料(Ⅱ)（1単位）　80点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーショ

項　　目	現　　行	改　　正
		ンを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ発症、手術又は急性増悪から150日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。
(区分の新設)	(新設) →	**呼吸器リハビリテーション料** 1　呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位)　180点 2　呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位)　80点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から90日以内に限り所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者であって、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合には、90日を超えて算定することができる。

項　　目	現　　行	改　　正
リハビリテーション総合計画評価料 （注の変更）	注　理学療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅰ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき理学療法を算定すべき理学療法又は作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、入院中の患者については入院初月並びに当該月から起算して2月、3月及び6月の各月に限り、入院中の患者以外の患者については当該理学療法又は作業療法を最初に実施した月並びに当該月から起算して2月、3月及び6月の各月に限り、患者1人につきそれぞれ1月に1回を限度として算定する。	→ 注　心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、入院中の患者については入院初月並びに当該月から起算して2月、3月及び6月の各月に限り、入院中の患者以外の患者については当該リハビリテーションを最初に実施した月並びに当該月から起算して2月、3月及び6月の各月に限り、患者1人につきそれぞれ1月に1回を限度として算定する。
摂食機能療法（1日につき） （算定要件の緩和）	注　摂食機能障害を有する患者に対して、30分以上行った場合に限り、1月に4回を限度として算定	→ 注　摂食機能障害を有する患者に対して、30分以上行った場合に限り、1月に4回を限度として算定

項　　目	現　　行	改　　正
	する。	する。ただし、治療開始日から起算して3月以内の患者については、1日につき算定できる。
(区分の新設)	(新設) →	**障害児(者)リハビリテーション料**(1単位) 1　6歳未満の患者の場合　190点 2　6歳以上18歳未満の患者の場合　140点 3　18歳以上の患者の場合　100点 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の3及び第43条の4に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものの入所者又は通所者であって、別に厚生労働大臣の定める患者に対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。